

日本スポーツ社会学会 役員選出細則

日本スポーツ社会学会会則第 10 条 3 項にもとづき、本細則を定める。

(役員選出の原則)

第 1 条 本学会が、これまでのスポーツの社会学的研究の歴史的経過をふまえ、体育学並びに社会学会をはじめとする関連領域の学際的学会であることに鑑み、役員を選出にあたっては、各専攻分野の役員の意向が反映されるように努めるものとする。

(理事の選出)

第 2 条 理事の選出は正会員による無記名投票選挙によるものとする。理事会が郵送による選挙を決定した場合には、郵送によらない投票は無効とする。

(選挙管理委員会)

第 3 条 理事の選挙にあたっては、理事会は選挙管理委員会を選出し、選挙管理委員会を構成させる。選挙管理委員会は理事選挙の執行について責任を負い、事務局の協力を得て必要な事務を行なう。

(開票立会人)

第 4 条 開票立会人は、正会員の中から 2 名を理事会が依頼する。

(有権者名簿)

第 5 条 有権者名簿は、会員の住所録をもってかえることができる。ただし、被選挙権、選挙権ともに当該年度までの会費納入者に限る。顧問については、選挙権は有することになる。

(投票)

第 6 条 投票は、理事定数の半分（端数切り捨て）を連記するものとする。ただし、不完全連記の場合も有効とする。

(当選)

第 7 条 同点の場合は、選挙管理委員会の抽選により決定する。

(理事の定数)

第 8 条 理事の定数は、原則として正会員が 200 名以内のときは 20 名に 1 名、200 名を超える場合は、200 名を超えた会員数 30 名毎に 1 名を増員する（端数は切り捨て）。この定数は理事会で予め投票前に会員に知らせることとする。

(理事の補充)

第 9 条 選挙の執行後、会長は会員の地域、専攻分野および性別の意向を反映させるために必要と認めたときは、選挙結果を参照して 3 名以内の正会員を理事として指名の上補充することができる。ただし、この指名、補充された理事の数は定数の中に入らないものとする。

(理事の繰り上げ補充)

第 10 条 理事当選者が辞退、もしくは理事に事故があったときは、次点者を理事に繰り上げるものとする。

(会長)

第 11 条 会長は、新理事のなかから互選して会長候補を選出し、総会において決定する。

(役員任期)

第 12 条 会則第 10 条の規定にもかかわらず、顧問以外の全ての役員は、2 期（4 年）を越えて連続して役員になることはできない。ただし、途中 1 期 2 年以上の間隔があいた場合はこれに抵触しない。

(監事)

第 13 条 監事は、理事以外の正会員の中から理事会が委嘱し、総会の承認を受けるものとする。

(顧問)

第 14 条 顧問は、理事会が以下のいずれかの推薦条件を満たす会員から役員改選期ごとに選出する。会員がこれを受諾した場合、理事会は総会に顧問を推薦し、その議を経て決定する。

- (1) 会長を勤め、かつ 65 歳以上となった正会員。
- (2) 役員を通算 7 期以上勤め、かつ 65 歳以上となった正会員。
- (3) 上記 2 項と同等の功績があると認められる正会員。

なお、会費は徴収せず、被選挙権は有しないものとする。

付則 第 11 条、第 13 条および第 14 条の中の総会の承認は、総会出席者の過半数による承認を受ければ足りるものとする。

1995 年 3 月 29 日理事会決定
2005 年 11 月 20 日理事会改定
2011 年 6 月 24 日理事会決定
2012 年 3 月 18 日理事会決定
2014 年 3 月 21 日理事会決定
2016 年 3 月 20 日理事会決定